

記号の見方 日時 会場 内容 対象 定員 費用 申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ

FAX 444・0815

学校給食費の納付をお願いします

学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達を目的のひとつとしており、バランスの取れた栄養豊かな給食を提供するために、食材料の購入や調理、配送などさまざまな過程を経ています。

保護者の皆さまが納めている学校給食費は、「食材の購入費のみ」に充てており、施設の整備費や人件費、光熱水費などの経費は、市が負担しています。

銀行口座の残高不足などにより、口座振替ができなかった場合は、児童・生徒を通して納入通知書をお渡しします。納入通知書裏面に記載している各金融機関のほか、各小・中学校、学校給食センターで学校給食費の支払いをお願いします。

経済的に学校給食費の支払いが困難な方は、家族の収入状況に応じて援助を受けられる場合がありますので、学校教育課(☎443・1446)にご相談ください。

学校給食費の未納がある方には、催告書や督促状の送付を行うとともに、各小・中学校と学校給食センターが連携し、学校における保護者面談などで納付をお願いしています。

また、自動音声(女性)による電話催告も行っています。電話催告の内容は、音声ガイダンスで本人確認を行ったのち学校給食費未納などの説明と納付勧奨です。

電話催告の発信専用番号
☎312・6155

特別な理由もなく、納入指導にも応じない悪質な長期未納者には、法的措置として簡易裁判所への支払督促申立てを行い、保護者間の公平性の確保に努めています。

保護者の皆さまには学校給食の意義をご理解いただき、納め忘れがないか再度ご確認をお願いするとともに、遅延がないようお願いいたします。

☎学校給食センター
444・1181



善意ありがとうございます

○文化会館建設のため指定寄付
橋の会御一同様より

20000円

自己の個人情報開示請求・不服申立ての状況

市では、個人情報保護法に基づき、個人情報を正しく取り扱うために必要な事項を定めた個人情報保護条例と、公文書の公開を請求する市民の皆さんの権利を定めた公文書公開条例を制定しています。

情報を広く公開することで多くの皆さんに市政への理解と信頼を深めてもらうため、市が保有している公文書などの公開を実施しています。また、市民の方の求めに応じて、ご本人に係る個人情報保護条例に基づいて開示しています。

平成30年度中に受け付けた自己情報開示請求と公文書公開請求および行政不服審査法に基づく不服申立ての状況をお知らせします。

☎総務課
443・1113

自己の個人情報開示請求の状況 (平成30年度分)

実施機関	件数	決定内容					
		開示	部分開示	非開示	取下げ	不存在	却下
市長	8	5	1	0	0	2	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員会	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
水道事業	0	0	0	0	0	0	0
合計	8	5	1	0	0	2	0

令和2年度から使用する小学校教科書を展示

教育委員会では、令和2年度採択候補の教科書展示会を次のとおり開催します。

展示期限 6月28日(金)
(土曜・日曜日を除く)
午前9時～午後4時
学校教育課

※展示している教科書は閲覧できます。
☎学校教育課
443・1446

※介助の必要な方は、介助者の同伴をお願いします。
☎443・1649
FAX 443・1742

ふれあいスポーツ大会を開催

ふれあいスポーツ大会は、障害者週間に関する行事の一端として実施し、障がいのある方との交流を目的に開催します。

☑ 7月20日(土)
午前9時30分～11時40分
中央公民館

※各自、飲み物を持参してください。
申し込み・問い合わせ先
障がい福祉課
☎443・1649
FAX 443・1742

◆ 6月28日(金)
び・うちわでビーチボール遊
び・大玉送り・玉入れ・パ
ン食い競争

公文書公開請求の状況 (平成30年度分)

実施機関	件数	決定内容				
		公開	部分公開	非公開	取下げ	却下
市長	30	26	4	0	0	0
教育委員会	1	1	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0
監査委員会	0	0	0	0	0	0
農業委員会	1	0	1	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
水道事業	5	4	0	0	0	1
合計	37	31	5	0	0	1

不服申立て (審査請求) の状況 (平成30年度分)

実施機関	件数	決定内容				
		認容	部分認容	棄却	取下げ	却下
市長	0	0	0	0	0	0

2019年10月1日、消費税の軽減税率制度がスタート 事業者の皆様、仕入税額控除の方式が変わります!

消費税・地方消費税の税率10%への引上げと同時に、飲食料品(酒類・外食を除く)と新聞(定期購読契約・週2回以上発行)に係る税率を8%とする「軽減税率制度」が実施されます。

新しい仕入税額控除の方式に対応するためには、帳簿・請求書・レシート等の記載を複数税率に対応させる必要があります。

中小企業・小規模事業者の方には、レジや受発注・請求書管理システムの導入・改修について補助金を設けるなどの支援を行っています。ぜひご利用ください。

制度についての詳細は「軽減税率 国税庁」、補助金についての詳細は「軽減税率対策補助金」で検索してください。

問い合わせ先

受付時間：平日午前9時から午後5時まで

<制度について>

消費税軽減税率電話相談センター

フリーダイヤル 0120-205-553

ナビダイヤル 0570-030-456

(通話料がかかります)もご利用いただけます。

<補助金について>

軽減税率対策補助金事務局

フリーダイヤル 0120-398-111

